

マルクス絶対地代論の展開方法

——農業における資本構成低位の論理的必要性——

仙 田 久 仁 男

目 次

1. は し が き
2. 『資本論』における絶対地代論の展開
 - 〔i〕 剰余価値の分配を規制する法則性存在の認識
——絶対地代論展開の基本的視角——
 - 〔ii〕 理論展開の諸前提
 - 〔iii〕 農業における資本構成低位の論理的必要性
——絶対地代が農産物価値によって画される理由、価値法則の正しい意味およびそれと絶対地代との整合の問題——
 - 〔iv〕 絶対地代と独占地代との質的差異
——絶対地代の「差額」一部規定を含めて——
 - 〔v〕 法則の歴史的 성격について
——絶対地代の消滅の問題——
3. マルクス絶対地代論に関する諸説とその検討
 - 〔i〕 大内力氏，日高普氏の見解
 - 〔ii〕 白川清氏，井上周八氏，高島永幹氏，久留島陽三氏の見解
4. む す び

1. は し が き

マルクスによれば、絶対地代とは土地所有の独占と農業部面における資本構成の相対的低位性という二つの前提のもとで成立し、そこからその大きさは比較的高い農産物価値とそれより低い生産価値との差額内に限られるということであった。だが、後の論者の間ではこの結論は決して共通のものとはなっていない。戦後の絶対地代論の研究・論争の主要なものは、このマルクスの二つの

前提のうち、農業資本の低位構成がはたして絶対地代論にとって理論上、不可欠の要件をなすのかどうかを問うことを軸に、それと密接な地代額の規定の問題、くわえてここでマルクスがいう価値法則との整合とはどういうことか、などにわたっていまなお続けられているのである。そして、(1)農業資本の相対的低位構成ということがなぜ絶対地代論にとって必要であったのか、それがないとどうして絶対地代論が展開できないかを明らかにする、(2)絶対地代の上限になぜ農産物価値が登場するのか、生産価格以上農産物価値までをなぜ絶対地代とし、それ以上を独占地代として区別するのか、その質的差異は何であるか、これを明らかにする、(3)価値法則の意味内容を正しく理解して絶対地代論との整合性をさし示す——これらの問題はマルクスを研究しようとするれば避けられないにもかかわらず、依然として十分な解答を得ないまま残されており、そこからマルクスを論難する見解も少なくない。

ところで、この論争を回顧するに、そして議論の未收拾の原因をさぐるに、後にみるように結論的には、これにかかわったどの見解に対しても経済学の方法論上の誤謬ないしは無配慮を指摘しなければならない。それこそ今日の混迷の根源であったと思われる。小論の課題は、それゆえ正しい経済学の方法にもとづき、『資本論』の論理過程をあとづけてマルクスの絶対地代論を理解することである。それによれば、資本構成の前提は絶対地代論展開にあたってまさに論理的に必須の契機として措定されねばならなかったことがわかるのをはじめ、そこから上記の他の問題についても容易に『資本論』の諸規定の正しさが確認されるにいたるであろう。

2. 『資本論』における絶対地代論の展開

(i) 剰余価値の分配を規制する法則性存在の認識

——絶対地代論展開の基本的視角——

絶対地代論の位置する『資本論』第三部は、周知のようにそれまでに研究された剰余価値について、以後の転形諸形態の考察にあてられている。すなわち、ここにおいて明らかにされた事柄は、剰余価値はその後、利潤——より具

体的には平均利潤であり、さらには企業者利得および利子である——と地代とに分裂・転形するという、したがって逆にいえば、これらはほかならぬ資本によって生産された剰余価値の転形物でありそれ以外ではないということ、これである。

ところで、このように剰余価値が利潤および地代として登場することを転形の質的側面とするならば、社会的に生産された前者がどのような比率をもって後二者に分裂するのか、その量的側面も問われねばならないであろう。しかしながら、資本所有者と土地所有者とは互にまったく異質であって、剰余価値の取得をめぐる抗争するとしても、均衡点を見出しうる何らの共通の基準をもちあわせているわけではない。平均利潤は資本同士の間で問題になるだけで地代に比較しての絶対額にはさしあたり無関係であるし、地代はゼロ以上全剰余価値までのどの額にでも止まりうるのである。そうならば、それは単に偶然的な力関係のみの支配するところであろうか。

マルクスはこの剰余価値の分配に関しては随所で「法則」(Gesetz)という言葉を使用している。たとえば、「資本制的社会では、この剰余価値、またはこの剰余生産物は——もし吾々が分配上の偶然的動揺を度外視して、これを規制する法則、その軌範をなす限界・を考察するならば——資本家たちの間で、社会的資本のうち各資本家に属する持分に比例する配当として分配される。……土地所有者はふたたび資本家から、地代の形態のもとで、……諸法則にしたがい、この剰余価値または剰余生産物の一部分を汲みだす¹⁾」(傍点引用者)。エンゲルスもまたいう、「マルクスのいう剰余価値は、生産手段の所有者により対価なしに取得される価値総額の一般的形態であって、この価値総額は、マルクスによって初めて発見された全く独自の諸法則に従って、利潤および地代という特殊な・転化された・諸形態に分裂するのである²⁾」(傍点引用者)。

この「法則」という言葉が何を意味しているのか、それは利子率の決定——平均利潤の企業者利得と利子とへの分裂——を論ずるところでのマルクスの次の叙述をこれに対比させれば、明瞭に窺知することができる。「一国で支配的

に行われる平均利子率——たえず動揺する市場率と区別しての——は、まったく何らの法則によっても規定されえないものである。かようにして、経済学者が自然的利潤率や自然的労賃率を云々するような意味では、自然的利子率は存在しない。……中位の競争諸関係、すなわち貸手と借手との間の均衡が、なぜ貸手にたいしその資本の三、四、五%などという利子歩合を、あるいはまた総利潤中の二〇ないし五〇%という一定の百分比的分前を、与えるべきかという理由はまったく何も現存しない。ここで競争そのものが規定するかぎり、この規定は絶対的に偶然的であり、純経験的であって、その偶然性を必然的なものとして展開しようとするのは術学または妄想のみである³⁾ (傍点引用者)。

内容はもはや明らかであろう。偶然的、経験的にしか決定されない利子率とはまさに正反対に剰余価値の利潤と地代とへの分配は法則——人間の意識から独立した諸関係——によって規定されるとマルクスはみていたのである。⁴⁾「地代の額はけっしてその受領者の関与によっては規定されないで、彼の関与に係わりのない社会的労働の発展——これには彼は関与しない——によって規定される⁵⁾」というのも、また絶対地代は租税と同じではない⁶⁾ というのもこれとまったく同様のことを意味している。

商品生産社会における分配が商品の交換をとおしておこなわれるのであれば、これはまた商品の価格形成の法則といいかえても同義である。このマルクスの観点は、もとより事実の反映にほかならない。もしこの分配の法則がなければ、彼のいう生産価格も市場価格の中心点をなすどころかそれ自体、動揺的にならざるをえない。けだし、資本同士が分けあう前の利潤総額が一定しないのであるから(したがって、同じことだが価格の法則もないことになる)。しかし、そうでないことは古典派経済学においてさえ「自然価格」が確認されていることから明らかであり、この法則の存在を主張することは、まことに事実適合的であったのである。そして、古典派以来この「自然価格」の実体を明らかにすることが経済学の中心的課題をなしてきているのであれば、これはそのままマルクスにおいても重要な論点にならなければならない。『資本論』第三部が物理的崇拜の秘密を暴露するとともに、剰余価値の分配法則＝商品の価

格形成法則の定式化にあてられた所以である。絶対地代論はかかる視角より展開されて十全となりうることは以下の諸節が示すであろう。

- 注 1) 『資本論』、長谷部訳、青木書店、第三部(下)、p. 1156。同旨の箇所としては、同、p. 1202、p. 1222、「経済学批判への序説」『経済学批判』、杉本訳、国民文庫、pp. 277～287があげられる。
- 2) 「資本論第二部への序言」『資本論』、前掲邦訳、第二部、p. 19。
- 3) 『資本論』、前掲邦訳、第三部(上)、pp. 514～515。
- 4) マルクスがこれをいかに重視していたかは次の言葉からもうかがわれよう。「利潤と地代とは逆比例するということである。ところで、問題になるのは、なにかが利潤と地代とへの分割を規定するのか?ということである」(『剰余価値学説史』、大内・細川監訳『マル・エン全集』、第26巻Ⅱ、大月書店、p. 86)。
- 5) 『資本論』、前掲邦訳、第三部(下)、p. 896。
- 6) 同上、p. 1068。

〔ii〕 理論展開の諸前提

価格法則を明らかにする際には、偶然的な価格の動揺を捨象するため必ず需給の一致を前提としなければならない。それはどの価格法則もこの前提のもとに最も純粹にあらわれるからである。¹⁾ 社会的な全生産部面についていえば、すなわち労働の適正配分の前提である。上述のように絶対地代論も価格形成法則の検出という視角から展開されるのであるから、ここでこのことは十分徹底しておく必要がある。マルクスが「地代をもたらさない追加的諸投資では需要が充たされないことは、新しい土地等級Aを採用する必要によって証明されている²⁾」として需給の一致をたしかめたあとにこのA地での絶対地代を問題にしていることや、あるいは絶対地代を需要超過から説こうとする論者に批判をむけている³⁾ことなどはこれの反映にほかならない。

絶対地代論展開の際にとるべきもう一つの手続きは、自然的土地差等の捨象である。最も具体的な差額地代との統一的把握はここでの課題ではないのであり、絶対地代だけを問題とするいま、それに無関係な土地差等をひとまず考慮外におくことは是非なされなければならない。それはまた扱う土地をつねに最劣等地と定めることによっても果される。マルクスはいう、「吾々は、ここではまさに、地代が差額地代としては現象しない場合を研究する。それには二つ

の場合だけがありうる。新たに着手される土地は、（最劣等な——引用者）最終耕作地よりも劣等であるか、またはこれと等質である⁴⁾と。

注 1) 「需要供給が一致すれば、これらの力は作用しなくなり、止揚しあうのであって、その場合には、価格規定の一般法則が個々の場合の法則としてもあらわれる」（『資本論』、前掲邦訳、第三部（上）、p. 506）。

2) 『資本論』、前掲邦訳、第三部（下）、p. 1063。

3) 『剰余価値学説史』、前掲邦訳『全集』、第26巻Ⅱ、p. 207。

4) 『資本論』、前掲邦訳、第三部（下）、p. 1083。

〔iii〕 農業における資本構成低位の論理的必要性 ——絶対地代が農産物価値によって画される理由、価値法則の正しい意味およびそれと絶対地代との整合の問題——

社会的に生産された全剰余価値の利潤と地代とへの分裂を量的側面において理論的に規定することは、あまりにも困難な事柄のように思われる。なぜなら、利潤も地代もこの形態では全剰余価値中に占める自己の額分を独自に確定することはできないし、また双方を一緒にみても逆比例的関係以外、分割に何らかの均衡点を見出しうるような関係はまったくないと判断されるからである。所定の分割を必ずなしおえている現実とこの理論の困惑との懸隔はどのようにして埋められるべきものであろうか。

結論を先にすれば、この問題は次の事実にみちびかれ採用される一定の思考方法によって解決されることとなるのである。その事実とは、すなわち資本所有と土地所有（近代的土地所有）との間には剰余価値の取得にさいして先後関係が存在するという——それは資本制生産における資本所有と土地所有とのもつ意味のちがいがから必然的に招来される——、これである。マルクスは資本制生産における資本所有および土地所有について次のようにいっている。「資本主義的生産の立場からは、資本所有が事実上『本源的なもの』として現われるのである。なぜなら、それは、資本主義的生産がそれに基づいている所有種類として、また、この資本主義的生産における要因および機能者として、立ち現われるのだからである。これは土地所有にはあてはまらない。土地所有は派生的なものとして現われる。なぜなら、事実上近代的土地所有というのは封

建的なものでありながら、それへの資本の働きかけによって変化させられたものであって、したがって、近代的土地所有としてのその形態では、派生したものであり、資本主義的生産の結果だからである¹⁾」(傍点原文)。ともに剰余価値の取得に参加するということから結果的に同じにみえても、この生産において二つがもつ意味はまったく異なったものである。資本所有は資本制生産の基礎であるのに対して、土地所有は正反対に資本制生産にとっては贅物にすぎない。一方は剰余価値を自ら生産するのに、他方はここではそれ自体としては直接的生産者から何の剰余労働もくみだすわけではないのである。そしてそうならば、剰余価値の取得には資本所有が優先することは、まったく当然のこととして承認されよう。けれど、これこそこの生産の存続の必須条件にほかならないからである。土地所有はわずかに資本に対立して資本の取得分をこえる部分を二次的にひきだすというだけである。具体的にいえば、実現された農産物価格から最初に控除されるのは、費用価格部分を除けば、必ず借地農業資本家の取得する平均利潤であり、そのあとの残余分が地代にあてられるという順序が定着するのである。これは農産物価格の高さのいかににかかわらずつらぬかれるのであって、どんな場合でも地代が先取されることなどありえない。もし逆のことがおこって平均利潤が侵害されるようなことになれば、反対にそこでの土地所有者はもはやいかなる地代にもあずかりえないことを覚悟せねばならないであろう。資本にとって自らの取得分が確保されないところにとどまる理由は少しもないからである。土地所有は今や地代額を主体的に決定する権能を一切喪失しており、どこまでも資本に従わざるをえない。単独で何らの剰余価値生産をなしえない、したがってあくまで寄生的存在たる土地所有が行使しうるやつの権利は、ただ土地を無償で資本家に貸与しないということだけである。マルクスはいっている、「かくして地代は、土地の経営者、小作者を単なる労働者たらしめ且つ『農夫から彼が自己の物だと考えることを禁じ得ない生産物の超過分をとりあげる』どころではなく、地主に、奴隷や農奴や納貢者や賃労働者をでなく、産業資本家を対立させるのである。土地所有は、一度び地代に構成されると、もはや賃金のみによってでなく又産業利潤によっても決定

される生産量に対する超過分を手に入れるにすぎない。2)」「地代は、剰余価値および剰余労働の正常的形態から、この剰余労働のうち搾取的資本家により利潤の形態で取得される部分をこえる超過分に低下する。3)」

以上から明らかなことは、社会の全剰余価値の利潤と地代とへの分裂は資本所有者、土地所有者の対等な競争によって同時に按分・決定されるのではなく、必ず利潤（個々の資本家についていえば平均利潤）の決定が先行するということである。後者は前者の超過分としてのみ与えられる性質のものであり、したがって二つは平板に並列的にあるわけではなく、前者があって後者があるという関係にあるのである。「総じて、平均利潤をこえる超過分を云々しうるためには、この平均利潤そのものが度量基準として……確立されておらねばならぬ4)」とマルクスがいうように、そうならば理解の順序としてまず平均利潤の決定がなされなければならない。

その論理的な方法はこの場合さしあたり非本質的な土地所有を捨象して一段階抽象化し、資本の法則のみに貫徹させることである。マルクスの「経済学の方法」には次の叙述がある。「地代は資本なしには理解できない。ところが資本のほうは地代なしでも理解できる。資本はブルジョア社会のいっさいを支配する経済力である。資本が出发点にも終点にもならなければならない。そして、土地所有よりもさきに展開されなければならない5)」(傍点引用者)。『資本論』第三部前半の平均利潤法則についての論述は、かかる視点のゆえに地代を捨象して展開されているのである。換言すれば、社会的に生産された全剰余価値はすべて資本に帰属するものとしてあつかわれているのである。6) かくすることによって平均利潤の量的把握が具体的に明らかにされた7)のち、したがって資本所有者の取得分が確定されたのち、ここに至ってはじめて土地所有が導入され、議論が具体化されるのであるが、この思考方法こそ資本制生産そのものが教える唯一の正当な論理過程といわなければならない。8) 『資本論』における地代論の位置もこれで理解できるであろう。

さて、ではこの方法に従うとして、ここで一つの大きな困難に遭遇する。社会的に生産された全剰余価値はすべて資本所有者の手になんてなってしまうて

——平均利潤を問題にしたとき地代部分を留保したおぼえはない——，地代になるべき剰余価値はもはやどこにも残っているようには思えないからである。マルクスはこの事情を次のように語っている。「困難は，剰余価値が相異なる諸資本間で平均利潤に——いっしょにしたすべての生産部面における社会的資本が生みだした総剰余価値における，諸資本の相対的大いさに照応する比例的分前に——均等化された後に，この均等化の後に，いやしくも分配されるべき一切の剰余価値が一見すでに分配され了った後に，いったい，土地に投下された資本が地代の形態で土地所有者に支払う余分な剰余価値部分なるものは何所から生ずるか，ということの証明にある。⁹⁾」「地代の分析における全困難は，平均利潤をこえる農業利潤の超過分を——剰余価値をでなくこの生産部面に独自の超過剰余価値を，したがってまた『純生産物』をでなくこの純生産物が他の産業諸部門の純生産物をこえる超過分を——説明することにあつた。¹⁰⁾」

借地農業資本家は自ら平均利潤を取得したのち，なおかつ地代を支払わねばならない。問題はこの地代部分の出所である。まったく明らかなことは，すでに一旦平均利潤として各資本家に分配しおえた剰余価値からふたたび地代に相当するものを徴収すると考えるほどわれわれの目的に敵対する事柄はないということである。もし，それに頼れば，これまでの議論は一切ふりだした逆戻りするであろう。というのは，どれだけ徴収すべきか，それがわからないのであるから，折角，確定した平均利潤がまたもや無法則に攪乱され，利潤，地代への剰余価値の法則的分割が達成できないからである。そうならば考えられる唯一のことは，利潤として資本家間で配分された剰余価値部分のほかに，どこかでなお剰余価値が余分に生産されていたとみることだけである。非農業部面においてこの可能性が見当たらないとすれば——ここではたとえ平均利潤を上まわる剰余価値が生産されてもこれを固定して平均利潤形成に参加させない力はない。また仮にそれができたとしてもその部分を土地所有者に移さねばならない理由はない——，のこる農業部面以外にこの現実性を期待するところはない。くりかえせば，一旦確立した平均利潤を前提に，これに触れることなくなお地

代になるべき剰余価値部分の存在の秘密を問うならば、論理的にはどうしても農業部にそれを固定する力とともに平均利潤以上の剰余価値の生産を要求せねばならないのである¹¹⁾。そして、もしこの部分が実際にあれば、それが絶対地代として土地所有者の取得分となるわけであり、その量もはっきりと定まるのである。土地所有の独占という資本にとって外的な力と、農業資本の平均以下構成という単なる歴史的事実——生産価格論以来、資本の回転期間、剰余価値率は各部分で一定とし、剰余価値生産の多寡は資本構成にのみ依存させてあるのだから¹²⁾、ここでは平均利潤以上の剰余価値生産がなされていることになる¹³⁾——は、このように絶対地代成立のための不可欠な論理的契機となっているわけである。論理の要請に照応したこの事実に立脚したからこそ、絶対地代は先に確立された平均利潤を侵すことなく範疇的に樹立するのであって、これなくば、利潤と地代への剰余価値の法則的分割はなしえず、したがって平均利潤も絶対地代もその大きさを確定することはできなかつたのである。二つの事柄が絶対地代論にとっていかに重要かはもはや明らかであろう。かくて、絶対地代についてのマルクスの規定の解釈に困難はない。農業部面では平均利潤以上の剰余価値が生産され、それがここで固定されるのであるから、農産物価格はその価値どおりになるということも、したがって絶対地代は生産価格以上、農産物の価値までの大きさだということも、当然のこととして承認できるのである。

ところで、これまでにわれわれが採用してきた論理方法は、ここでは同時に歴史的過程とも一致することをちなみに述べておこう。上述のように農産物価格がその価値に定まるということは、農業部面の剰余価値はすべてこのなかにとどまり、少しも平均利潤の形成に参加しないことを意味するが、これは平均利潤は農業部面を除いて工業部面だけで決定され、農業部面には剰余価値の利潤と地代との分割を確定するため、あとからもちこまれるということに等しい。そしてそうならば、それは工業部面において資本制生産が先行・発展し、そこで確立された平均利潤が後に出発した農業部面をも規制したという歴史的過程とまったく一致するわけである。マルクスはいつている、「平均利潤は、

また平均利潤によって規制される生産価格は、農村の諸関係の外部で、都市商業および製造業の圏内で、形成される¹⁴⁾。」「歴史的にも——資本主義的生産が農業では製造工業よりも遅れて現われるかぎり——農業利潤は工業利潤によって規定されるのであって、その逆ではない。¹⁵⁾」ここでの思考方法およびその結果に対する理解はこれによって一層確かなものとなるはずである。

このように見てくると、さらにマルクスが絶対地代論の展開にあたって理論上の中心課題とみなした価値法則との整合ということについても、その意味するところはまことに明快であることがわかる。以下これにふれてみたい。すでに述べたように、絶対地代を扱うさいに経済学が直面した最大の困難は、資本所有者がその取得分をとり終えたのち、したがって一見、社会的に生産された全剰余価値はすべて資本所有者の手に帰してしまって、これ以上の余分の剰余価値はどこにも見当たらないかに思えるなかで、なおかつ現実には存在する土地所有者の取得分の出所を明らかにするところにあった。さて、この土地所有者の取得分もそれはれっきとした価値である。そうならばその実体はもとより労働でなければならない。これはあまりに当然すぎることというべきであろうが、マルクスがいう価値法則の堅持とは、ほかならぬこれをさしているのである。社会の剰余価値のうち、地代に転形する部分がもはや存在しないかにみえるとはいえ、この出所に労働以外のもの、たとえば自然の土地をとりだして、これが価値を生みだすなどすることほど科学的分析を妨げる考え方はない¹⁶⁾。だから、地代もまた社会的に生産された剰余価値の一部であり、その転形物であり、あくまでその実体は労働であるとす立る場合は、地代分析にさいして徹頭徹尾守られなければならないのであって、これこそまさに価値法則を侵害しないということの具体的内容なのである。

マルクスがこれを何度も力説した所以は、スミス、リカードらの古典派経済学においては、この立場が決して最後まで貫ぬかれることをえなかったからである。よく知られるように、古典派経済学では、価値と生産価格との区別がなされておらず、商品はその価値どおりで販売されることが正常的状態であると考えられていた。このことはすでに剰余価値の実際上の生産と表面上の生産

(実現) とに関してつじつまがあわないが、それはさておき当面の絶対地代の源泉についてもさけがたい矛盾におちいることを意味している。というのは、これに従えば、生産された剰余価値は今度は本当にすべてが資本家の手に移り、土地所有者に残される部分はまったくないということになってしまうからである。工業部門における商品の価値どおりでの販売が単に資本家に利潤をもたらすにすぎないという事情は、農業部門においても農産物の価値どおりでの販売は同じように資本家が取得する利潤を生ずるだけだということになってしまう。同じ価値どおりでの販売が一方では利潤だけを、他方では利潤と地代とをもたらすなどということはおこりえようがない。いまや農業資本家は農産物の販売によって自らの取得分を保障されるだけで、土地所有者に支払う地代部分はどこにも与えられないのである。スマスはここに至って重農主義に偏向し¹⁷⁾、リカードは彼の価値規定の純粋性を守るために絶対地代そのものを否定してしまったのである¹⁸⁾。価値と生産価格との区別に成功して、地代もまた労働がその実体たる剰余価値の一部であることを証明したマルクスの理論と、これら古典派経済学の見解とを比較すれば、価値法則の堅持ということの意味内容はよくわかるであろう。これとてかく問題視されがちだったマルクスの次の文章も納得しうるものとなる。「僕が理論的に証明しなければならない唯一のことは、価値の法則を侵害しないでの絶対地代の可能性だ。これこそは、重農学派以来今日に至るまで理論的な論争がそれを回っている中心点なのだ。リカードはこの可能性を否定する。僕はこの可能性を主張する¹⁹⁾」(傍点原文)。「地代は農産物の独占価格から生じ、この独占価格は、土地所有者が土地の独占を占有していることによるものであるという見解。この見解においては、農業生産物の価格は不断にその価値よりも高い。そこでは価格への特別な付加が行なわれるのであって、商品価値の法則が土地所有の独占によって破られているのである²⁰⁾」(傍点原文)。ここにある「独占価格」とは、供給不足からくるいわゆる本来の独占価格をさすのではないことはこれまでの説明で判読されよう。本来の独占価格——これは決して価値法則を破壊するのではない。それはただ当該商品が平均以上に多くの価値を実現させたというだけ

で、労働が実体となっている社会的な総価値量を少しも変化させるのではなく、したがって価値法則を侵害するどころか、その貫徹の上になりたっているのである²¹⁾。そうではなくて「価値法則を破壊する独占価格」とは、価値の実体をともなわないものをさすのであって、それはすでにみたわれわれの絶対地代の規定からすれば農産物の価値以上の価格をいうのでなければならない。なぜなら、農産物の価格をその価値以上にするとどんな価値ももはや存在しないのであり、架空以外に価値以上を主張することはできないからである。「価格への特別な付加」とマルクスが述べている点は注意すべきであろう。

- 注 1) 『剰余価値学説史』、前掲邦訳『全集』、第26巻Ⅱ、pp. 193~194。
 2) 『哲学の貧困』、山村訳、岩波文庫、p. 180。
 3) 『資本論』、前掲邦訳、第三部（下）、p. 1126。
 4) 同上、p. 1103。
 5) 『経済学批判』、前掲邦訳、p. 304。
 6) 第三部第九章には次の叙述がある。「かようにして、社会そのものにおいては、——すべての生産部門の全体を考察すれば、——生産された諸商品の生産価格の総額は、それらの価値の総額に等しいのである」（『資本論』、前掲邦訳、第三部（上）、p. 243）。
 7) 『資本論』では平均利潤率22%が確定された。
 8) 土地所有がその所有者にもたらす剰余労働——このゆるい規定に該当するものをすべて地代とするならば、地代ははるかに利潤よりも歴史的には先行している。その意味ではここでは論理と歴史とが逆になっているが、研究の対象が土地所有一般ではなく、近代的土地所有であることに注意したい。
 9)、10) 『資本論』、前掲邦訳、第三部（下）、pp. 1102~1103。
 11) 「したがって次のような仮定をすることだけしか残っていない。すなわち、この特殊な生産部面には特殊な事情が存在し、その影響によって商品の価格はその内在的剰余価値〔の全部〕をその価格で実現するのだ、と」（『剰余価値学説史』、前掲邦訳『全集』、第26巻Ⅱ、p. 31）。
 12) 「相異なる生産部面における資本はその可変部分の大きさに比例して、年々同等量の剰余価値を実現するものと仮定される。だから、回転時間の相違がこの関係で生じうる区別はしばらく度外視される」（『資本論』、前掲邦訳、第三部（上）、p. 236）。
 13) 剰余価値率、資本の回転期間、資本構成の三つをあわせて考慮するとき、農産物価値が生産価格より高いかどうかを一概に断定することはできない。ただ

絶対地代が現に存在したという事実によってそれは肯定されるであろう。

- 14) 『資本論』、前掲邦訳、第三部（下）、p. 1127。
- 15) 『剰余価値学説史』、前掲邦訳『全集』、第26巻Ⅱ、pp. 632～633。
- 16) 「農耕に投下された資本にとっての地代の現象を投資部面そのものの特殊的作用から生ずるもの、地殻としての地殻に属する諸属性から生ずるものと看なすのは、価値概念そのものを放棄すること、つまり、この領域での科学的認識のあらゆる可能性を放棄することである」（『資本論』、前掲邦訳、第三部（下）、p. 1103）。
- 17) 『剰余価値学説史』、前掲邦訳『全集』、第26巻Ⅱ、p. 476。
- 18) 同上、p. 160。
- 19) 岡崎訳『資本論書簡』(1)、国民文庫、p. 317。
- 20) 『剰余価値学説史』、前掲邦訳『全集』、第26巻Ⅱ、p. 206。
- 21) 「独占によって影響される商品の生産価格をこえ価値をこえて騰貴する独占価格が可能となるとしても、そのことによって、商品の価値によって与えられる限界は止揚されない」（『資本論』、前掲邦訳、第三部（下）、p. 1213）ということこそ価値法則貫徹の内容である。価値の単なる分配は、総価値の枠のなかであればどのようなものでも価値法則をそこなうものではない。「商品価値の特殊諸成分の分裂、および、これらの価値成分の収入諸形態への進展——これらの個別的価値成分にたいする相異なる生産諸要因の相異なる所有者たちの関係への、これらの価値成分の転形、規定された範疇および名義に従っての、これらの所有者たちとのこれらの価値成分の分配——は、価値規定およびその法則そのものをぜんぜん変化させない」（同上、p. 1191）。

〔iv〕 絶対地代と独占地代との質的差異

——絶対地代の「差額」一部規定を含めて——

〔ii〕でのべたように、これまでのわれわれの展開は、使用価値の面に関してはつねに需給の一致が前提されていた。その結果、農産物価格はその他商品の生産価格より高い価値水に準定まるということが理論的に明らかにされた。これがいわば均衡価格というべきものである。均衡価格なのになぜ生産価格より高いのかといえば、それは土地所有という資本にとっては外的な力が自らの取得分を確保するために、農産物価格をここまで押し上げたからにほかならない。すなわち、絶対地代の本質は、土地所有それ自体が地代をつくりだしたという点にあるのである。「最劣等地Aが、もし耕作すれば生産価格をもたらす

はずだとはいえ、この生産価格をこえる超過分たる地代をもたらすまでは耕作されえないものとすれば、土地所有は、この価格昂騰の創造的理由である。土地所有そのものが地代を生みだしたのである¹⁾」(傍点原文)。

このことをはっきりさせれば、従来、疑問視されてきた次の二点についても、その内容の解釈にさほど困難はともなわない。その二点と一はつに絶対地代の額を生産価格と農産物価値との差額の一部とも規定すること²⁾についてであり——これまでの展開はその全部であった——、いま一つに独占地代を絶対地代から質的に区別するということ³⁾についてである。これらはいずれも上述の需給一致で成立する農産物価格(=農産物価値水準)からの需給不一致による価格の乖離の問題として処理できるのである。

前の問題からいえば、この方は供給過剰によって価格が下落した場合のことである。それは『剰余価値学説史』第十二章二「差額地代と絶対地代との種々の組合せ。表A, B, C, D, E⁴⁾」に明瞭である。諸表のうち最劣等地の個別的価値がそのまま市場価格となっている——価値どおりの価格、したがって地代は差額の全部の場合——A, Bでは、供給量がともに200トンという数値を与えられているのに対して、市場価格が最劣等地の個別的価値より低く仮定される——価値以下の価格、したがって地代は差額の一部の場合——C, D, Eではどれもこの200トンを超えた供給量となっている(C, Dは292½トン, Eは232½トン)。このことは200トンが正常な供給量であり、それ以上は価格を引き下げての供給量であることをものがたっている。マルクスもたとえばEの場合について、同旨の発言をしている。「市場が1トン当たり1 $1\frac{1}{3}$ ポンドでは200トンしか吸収しない場合に、もしこの市場価格が下がれば、つまり過剰分32½トンが市場に加える圧力によって232½トンの市場価値が押し下げられれば、それでも市場は32½トンをやけいに吸収しない、と言うわけではけっしてない。⁵⁾」

地代が生産価格と農産物価値との差額の一部にとどまるということは、以上のように供給過剰に起因しているのであるが、そうならばこの場合の地代の性格を問うことも簡単である。先の絶対地代の本質に照らしてみれば、これもま

た絶対地代とするに誤りがないことがわかる。すなわち、この場合も土地所有そのものが生産価格以上への価格の押し上げの原因となっているのである。供給過剰でなおかつ価格が生産価格をこえるなどということは土地所有の力なくして考えられる事柄ではない。土地所有が価格昂騰の原因であるという意味において、ここで生ずる地代もまたまぎれもなく絶対地代といえるのである。

次に後者の問題であるが、まず独占地代の本質を明らかにすることからはじめよう。今度はこれまでとは反対に、供給不足による価格上昇の問題であるといえ、すでに答は与えられたことになる。すなわち、独占地代とは決して土地所有の力のために生じた地代ではなく、農産物商品の供給不足によって市場価格が高騰した結果生じた地代にほかならない。その証拠に、均衡価格以上の部分については仮に土地所有者が受けとらなくても、供給が不足している以上なくなることはないのであって、その場合には農業資本家の超過利潤に転化するだけである。

このように見てくると、絶対地代と独占地代との区別はもはや明らかであろう。二つは成立の機構をまったく異にしている。くりかえせば、前者は土地所有の力が、後者は供給不足がそれぞれ成立の原因となっているのであり、ここに各々の独自性が存在しているのである⁶⁾。マルクスが農産物の価値を境にして価値までを絶対地代、価値をこえる部分を独占地代と規定し、両者をここで質的に区別した意味はこれであったのである。この点にかかわる疑問はこれで氷解するであろう。

以上のべてきたように、二つの問題はいずれも均衡価格からの乖離の問題であれば、ともに競争論に属する事柄であることを最後に付言しておきたい。

注 1) 『資本論』、前掲邦訳、第三部(下)、p. 1065。

2)、3) 同上、pp. 1075~1077。

4) 『剰余価値学説史』、前掲邦訳『全集』、第26巻Ⅱ、pp. 332~353。

5) 同上、p. 341。

6) マルクスは絶対地代を生ずる農産物価格も生産価格より高い価格という意味でこれを独占価格 (Monopolpreis)とよんでいるが、その場合には独占地代を生ずる価格を本来的独占価格 (eigentlicher Monopolpreis)とよんで両

者の質的差異を明確にしていることに注意すべきである（『資本論』、前掲邦訳、第三部（下）、pp. 1074～1077）。絶対地代と独占地代とを区別するさいしばしば疑問視される次のマルクスの叙述についても一言しておこう。「地代が独占価格から流出するのであるか、それとも、地代が実存するが故に生産物が独占価格で売られるのであるか、ということ区別をせねばならぬ。……（前の——引用者）場合には独占価格が地代を創造する。その逆に、……土地所有が加える制限の結果として穀物が生産価格以上どころか価値以上にも売られる場合には、地代が独占価格を創造するであろう」（同上、pp. 1092～1093）がそれである。あとの場合はわれわれが規定した独占地代とは相反するようにみえる。しかしそうではなくて、これは一つの現象の発生——本来的独占価格の発生——を二方向から考察したにすぎない。価格は市場で決定されるのであれば、土地所有者が任意に価格をつりあげることはできない。いつも可能なかぎり地代を増加させようとする土地所有者においてこのようなことが可能なのは、商品の供給が不足した場合に限られるのであり、したがって二つはまったく同じことをさしているのである。

〔v〕 法則の歴史的 성격について ——絶対地代の消滅の問題——

農業における資本構成の低位ということが絶対地代の成立にとって不可欠の前提であることは、前節までに証明されたとおりである。さて、ここで注意すべきは、この事柄は資本制生産の生涯を通じていつも必ずなければならないというものでは決してないということである。農業資本の低位構成は単なる一つの歴史的現象であって、それは資本制生産のなかでも消滅の可能性はいくらでもある。ということは、同時に絶対地代の消滅の可能性も否定しないということでもある。マルクスはこの前提とともに絶対地代の消滅を随所で指摘している¹⁾。そして、その場合にも、土地所有が資本に対立して無償で土地を貸さないかぎり、何らかの貨幣額が土地所有者に帰属するのは当然だが、これは決して範疇としての絶対地代ではないというのが彼の主張である。それは利潤、労賃からの控除による借地料（Pachtgeld）にすぎない²⁾。絶対地代が農業における低資本構成を前提にこのように厳密に規定されているのであれば、その条件を失ったものがこの枠からはずされるのは当然であろう。

そもそも、社会科学でいう法則が歴史的なものであり、たえず発生と消滅をくりかえすという認識は弁証法的思考の基礎である。それは資本制生産のなか

でも同じであって、資本制生産ならば終生同じ法則がすべて残らず貫徹すると考える必要は少しもない。そういう法則もあれば、そうでない法則もあるのである³⁾。マルクスが研究の対象とした資本主義が農業における低資本構成という事実を有していたであろうことは今となつては推察するしかないが、おそらくそうにちがひなかろう。この事実があったからこそ絶対地代の法則は法則として現出したのであり、したがって研究の対象となつたのである。それは生産価格の法則が各生産部面における資本構成の相違という単なる事実から発生したのと同じことであつて、もしこの事実がなければ、そのような法則は觀念の産物以外ありえないであろう。農業における低資本構成がいつも存在するとは限らないとしてマルクスの絶対地代論を論難する見解は、土地所有者が受けとる貨幣額はどのようなものであつてもすべて「絶対地代」であるとの専断にもとづく誤つた考えである。また、あくまでも農業の低資本構成を堅持しようとする見解も、同様の意味において改められなければならない。

この事実は資本制生産のなかで消滅しても一向さしつかえない。その場合には一つの法則が姿を消すだけであつて、あるはい他の法則といれかわるだけであつて——これは剰余価値法則のように資本制生産の存亡にかかわるものではないのであるから——資本制生産そのものに何らの支障も来すわけではないのである。絶対地代とその成立の前提たる農業資本の低位構成の問題は、このように理解されてはじめて十全とならう。

注 1) たとえばいう、「この〔価値と費用価格との〕相違そのものは、ただ資本の有機的諸成分の構成における相違からのみ生ずる。……この相違は、歴史的な相違であり、したがつて消滅しうるものである。絶対地代の存在が可能であることを示すその同じ推論が、絶対地代の現実性を、その存在を、農業のある発展度に特有な、そしてより高い発展度のもとでは消滅しうる単なる歴史的事実として、示すのである」(『剰余価値学説史』、前掲邦訳『全集』、第26巻II、pp. 319~320、傍点原文)。

2) 「ある国において農業資本の構成が非農業資本の平均的構成と等しいとすれば、事情は違ふであろう。……この場合にはただ差額地代だけが支払われようであろう。差額地代を生むことなくただ農業地代だけを生みだしうるような地所は、この場合には、少しも地代を支払うことができない。なぜなら、借地農

業者が生産物をその価値どおりに売っても、それはただその費用価格を補填するだけだからである。したがって、彼は少しも地代を支払わないのである。土地所有者はその場合自分でその土地を耕作するか、または借地料の名義でその借地人の利潤の一部を、または労賃の一部をさえも、取り立てるかしなければならない」(同上、pp. 530~531、傍点原文)。

- 3) 前者に属するものとしては、たとえば剰余価値の法則がそうであろう。後者には、たとえば平均利潤の法則が考えられる。これについては異論のあるところかもしれないが、この法則は産業資本主義の段階にのみ働くもので独占段階では消滅するとみるのが合理的な見方である。見田石介氏の周到な研究からその結論部分だけを引用しておこう。「そこ(独占段階——引用者)では総剰余価値が一括されて、社会的総資本によって均等に再分配されること、資本家たちの平等の兄弟的關係はすでになくなった、つまり平均利潤法則は、その効力を失った、とみるのが、理論的、実践的に、唯一の正しい独占資本主義の理解であり、かつマルクスの平均利潤について指示していることにまったく一致する理解であると、わたしは考える」(見田『価値および生産価格の研究』、新日本出版社、1972、p. 97)。

3. マルクス絶対地代論に関する諸説とその検討

上述の結論をふまえ、次にはわれわれの見地から諸見解¹⁾に対し、若干の検討をこころみたい。冒頭にのべたように、その主たる論点は資本構成の前提の問題とこれに不可分な地代額の問題などである。

(i) 大内力氏、日高普氏の見解

大内氏によれば、マルクス絶対地代論には次のような疑問が投げられねばならない。

「(問題の一つは——引用者)マルクスのばあいには絶対地代は農産物の価値と生産価格との差ないしはその一部として考えられているが、そのばあい、絶対地代の最高限を画するものが農産物の価値だということがどうしていえるのか、またいう必要があるのかという点である。これはまた、……マルクスが絶対地代の成立の条件としてあげている、土地所有の資本にたいする制限すなわちいわゆる土地所有の独占という点と、農業資本の有機的構成が社会的平均より低位であり、したがって農産物の価値はその生産価格より高いという点

と、この二つが絶対地代にたいしてどう関連せしめられるべきかという問題でもある。さらにすめば、『資本論』第三巻……のなかで、価値ないし価値法則をいかに理解すべきかという大問題にもつながる問題である²⁾」(傍点原文)。

具体的にはまず絶対地代成立の前提たる農業資本の低位構成に関し、この事実関係の有無がとりあげられる。そしてこれについてはカウツキーの見解を引用しつつ、たとえ土地所有のかかわりを考慮しても断定できない、とされたのである。

「このように土地私有の存在が農業資本の構成を必然的に低位ならしめるということがいえるかどうかはそうとう疑問である。たしかに土地私有は、農業にたいする投資を制限する性質をもつことは事実であるが、それは土地私有がないばあいに比して投資が制限されるという、いわば農業部門内における縦の比較の問題であって、農業資本と非農業資本という横の比較の問題ではない。そして資本構成はいうまでもなく技術的条件によってさまざまに規制されるものなのだから、一方に投資の制限があり、他方にそれが無いからといって、前者の資本構成がかならず低いとはいえないであろう。それにカウツキーの指摘するような農業資本の回転がおそいという条件をくわえるならば、ますますそれは疑わしくなる。それが現在どうであるかということとはともかくとして、資本主義の存続するかぎり、かならず農業資本の構成が——回転もふくめて——低いということは、どうしても論理の飛躍であろう。³⁾」

このような観点からは、絶対地代論にとって資本構成のはなしはもとより不要にならざるをえない。絶対地代の成立をもっぱら土地所有の独占からのみ説明するカウツキーの理論(ここではレーニンもそうだとされている)がそのまま受け入れられているのも道理である。そして、そうならば次に当然にマルクスの絶対地代の上限の規定が問題になる。

「だが、資本構成の差の問題はいま、しばらくおいてもいい。むしろわれわれが疑問とするのは、はじめにもふれたように、なぜ絶対地代の最高限が価値によって与えられるといえるのかということである。マルクスによれば、農産物の市場価格が生産価格を超えて騰貴するのは需給の状態によるのであった。

だがそれならば、もし土地所有の独占力がじゅうぶん強く、それが投資を有効に制限することができるばあいには、需給の状態が、市場価格を価値以上にまでひきあげることもじゅうぶんありうるであろう。むろんマルクスもその可能性を否定するわけではない。しかし、さきにみたように、かれはそのばあいにはその価格はすでに独占価格であり、地代は独占地代であって、正常な地代形態ではないというのである。そして、このように価値以上に価格があがり、地代が価値以上のところまでくいこむとすれば、それは価値法則に反する、したがってそれは正常な形態とはいえないということがその論拠とされていることは、まえにみたところであった。だが、農産物、のみならずすべての商品が、価値法則にしたがうということは、けっしてそれが価値どおりに売られるということではない。……マルクスのように、農産物が価値以上に売られることが価値法則に反するというのなら、むしろすべての商品売買は価値法則に反するといわなければならないことになる。あるいはその点はゆずるとしても、もし農産物が価値どおりに売られることが価値法則だというのなら、それが価値以下に売られることは、やはり価値法則に反することにならざるをえない。そこで『学説史』のように、農産物はつねに価値どおりに売られているということを一貫すればともかく、『資本論』のように価値と生産価格の間でそれが売られることをみとめる立場に立てば、マルクスの説はどうしてもつじつまがあわないことになるのである。⁴⁾

この価値法則云々は、先にわれわれもみた『剰余価値学説史』などの文章をひきあいに出してのことである。説明はさらにつづく。

「ここまで問題を展開してくると、われわれはさらに立ちいって、マルクスの価値の理解の仕方を問題にせざるをえなくなる。というのは、マルクスの絶対地代論の基礎にはつぎのような考え方が横たわっていると考えられるからである。すなわちかれの場合には、『補遺』で展開されているエンゲルスのばあいほど明確ではないにしても、商品が価値どおりに交換されている状態が歴史的な実在としてまず想定され、その後資本主義が成立し、生産価格が成り立たざるをえなくなることによって、こうした価値法則がより純粋な形でおこなわ

れていた状態が修正されるという思考方法がやはりかなり強くのこされている。……そしてそういういわば歴史的な把握のしかたからすれば、農産物ははじめから価値どおりに売られており、しかもここでは資本主義が成立したのちにも、土地所有の独占によって、その生産価格への転化が阻止されるから、いぜん価値どおりに売られる状態が維持されるという結論がでてくるのは、むしろ自然であろう。だがこのように価値どおりの交換を歴史的に理解することが、多くの点で難点をもつこと、したがって価値どおりの交換ということは、ただ論理的により抽象された段階で想定されることであり、論理がより展開された過程では、むしろ生産価格のなかに価値法則が具体化されているとみななければならないことは、……すでに説明されていることである。その点が明確になれば、土地所有の独占によって、かえって価値法則が純粋な形で貫かれるといった奇妙な背理におちいることはすぐさけられるであろう。⁵⁾

かくてマルクスが設けた絶対地代の上限もまた破棄されることとなる。

「このへんで……結論はでたようである。われわれは農業資本の構成が高いとか低いとかということを絶対地代のばあい問題にする必要はない。また絶対地代の最高限が価値で画されるかどうかとも問う必要はない。むしろ、絶対地代は本質的には土地所有の独占によって、農産物の生産価格以上に市場価格が引上げられることから生ずるのである。⁶⁾」

この文章はこれにつづけて氏独自の「絶対地代論」をつけ加えるが、マルクスの地代論の解釈だけを問題にしているいま、それへの立ち入ちはさしあたり不要であろう。

同じ視点と展開をみせる見解は、日高普氏からも提示された。

「要するに農産物の価値は理論的にみれば勿論のこと現実的にみても、生産価格以上になるか以下になるか一般的にはいえないのである。それなのにマルクスは回転期間を無視したまま資本構成だけについての仮定をもうけ、それ程までムリをしてどうして価値が生産価格以上という結論を導きだそうとしたのであろうか。いうまでもなくマルクスの論理にとって、農産物の価値が生産価格より高いということが絶対地代の成立のために欠くことのできない条件の一

つになっている。だから絶対地代を説くためにはムリをしてもどうしても価値が生産価格以上としなければならないのだが、果してそれ程あやしげな理論に頼らなければ絶対地代の成立は説明できないのであろうか。7)」「商品が価値どおりに売られるのが価値法則であり、生産価格どおりに売られるのは価値法則の『変形』だという考え方の底には、価値法則についての根本的な誤解がひそんでいるように思われる。勿論『資本論』におけるマルクスはこれ程素朴ではない。けれどもこの素朴な考え方に、マルクスの絶対地代論の原型がみいだされるのである。8)」「絶対地代は、農産物が土地所有の作用によって生産価格以上に売られることから説明されなければならないのであって、生産価格以上価値以下だとか価値どおりだとかいってても何の役にたたないのである。9)」

日高氏の場合もこのあと独自の「絶対地代論」が展開されるのである。

これらの見解に対しては、次のようにいいうるであろう。第一にあげるべきは、何より両氏にあっては剰余価値の分配を法則的に理解する態度がまったく欠けている点である。この理論では、剰余価値の分配をめぐるのは単に資本家と土地所有者との抗争の存在を示すだけにとどまっている。いずれがどの大きさを取得するのか、したがって利潤はいくらで地代はいくらか、が理論的には何も導きだせない。ただ、力関係の結果、何らかの分配がなされるというのみである。このような競争論に終ることは、それ自体けっして経済学として十分とはいえない¹⁰⁾ こともさることながら、それ以上にここではその結果生じているこの理論内の矛盾を指摘しなければならない。その矛盾とは、このように平均利潤も具体的に与えられない¹¹⁾ にもかかわらず、そこではしばしば何のためらいもなく生産価格を尺度の基準にひきだし、「生産価格以上」といういい方がされていること、これである。平均利潤が定まらず、したがって生産価格もわからないのにどうしてこのようなことがいえるのであろうか。なるほど実際の競争の場では双方は相互規定的なものだから利潤も地代も同時に決定される性質のものかもしれない。だが、理解の順序はそれと同じではない。どちらかを先に理論的に決定して、他方をそこから定めるということが、どうして

も必要である。「生産価格以上」がいえるためには、その前に平均利潤の量的決定がなされていなければならない。前にもみたが「総じて、平均利潤をこえる超過分を云々しうるためには、この平均利潤そのものが度量基準として……確立されておらねばならぬ¹²⁾」というマルクスの言葉がまったく正しく、だからその作業からはじめて、しかるのちそれをこわさず地代を論ずるという手続きが絶対に否定しえないのは、両氏の見解にみられるように、その体係からは決して導きだせない平均利潤の具体的大きさを、それとかかわりなくいつのまにか決定したものととして登場させねばならなかった、という矛盾のなかによく示されているのである。

第二にこれと関連してさらに重要な点は、両氏においては概念の導出過程が著しく混乱していることである。競争論にまかせるこの見解では、何かしら当初から利潤も地代も剰余価値であるということが自明であるかのようにあつかわれている。だが、利潤も地代も労働者の生産した価値であるということは、研究の最後にえられた最も肝心な結論であって、はじめからわかっていることではない。それを示す方法は、価値の概念を明らかにしたのち、資本制生産にとってもっとも基底的なものから一定の価値を確保していった、その上にたって価値の規定をこわさずさらにそれ以上の価値部分があるかどうかを見きわめるやり方である。つまり、まず直接的生産者の取得分たる労賃を確保し、そこから資本家の取得分としてそれ以上の価値が存在しうるかどうかをみ、あればその部分を利潤とし、さらに土地所有者の取得分としてそれをこえる価値がまだありうるかどうかをみ、あれば地代とする方法である。こうする手続きによってはじめて利潤も地代も労働者の生産した価値の一部であるということがわかり、それぞれの概念もはっきり規定できるわけである。この論理のあゆみは、労賃、利潤、地代の大きさを順々に確立してゆき、結局、価値の分配を法的に完成する道すじである。両氏においては、こうした中間項がぬけているのにこの部分だけは正しいのは奇妙なことである。また両氏の方法を徹底するならば、労働者を競争のなかに加えないのは片手落ちである。価値の取得をめぐる競争は労働者、資本家、土地所有者の間で行われるのであって、労働者

だけははじめから労賃の額を決定されて除外されているというのは、この論法からいえば一貫性を欠いているといわれても仕方ないであろう。

このようにみえてくると、大内・日高氏のマルクス批判は殆んど当たっていないことがわかる。マルクスは価値法則の貫徹ということ価値どおりの交換と解している、としてそこからくりひろげられる批判は、それだけの文章からみると正当な主張のようにもみえる。だがすでに前章でみたように、マルクスはこれに関してはそのような問題の出し方をしていないのであるから、それはまったくいわれのない批判といわねばならない。同じことは資本構成の問題についてもいえる。要するに、両氏の場合は『資本論』がとっている経済学の方法に配慮がされていないために、そこから出てくるどんな主張もすべてのはずれに終わってしまっているのである。したがって、マルクス批判の上に立って展開された両氏の独自の「絶対地代論」もまた再考を要請せねばならないのである¹³⁾。

注 1) 周知のようにマルクス絶対地代論については、カウツキー、ポルトキヴィッチ、ヴァルガなどによっても疑問が出されている(さしあたり西口直治郎「絶対地代の上限(-)」『経済学雑誌』、第45巻第6号、1961、参照)。これらの主張はここでとりあげる見解に含まれるものとして省略する。また少し趣の異なるものとしては、価値と生産価格とは「質的一様性」をもたないという見地からこれを問題にする見解があるが(桜井毅『生産価格の理論』、東京大学出版会、1968、p. 213)、これについては時をあらためたい。

- 2) 大内『地代と土地所有』、東京大学出版会、1958、p. 177。
- 3) 同上、pp. 191~192。
- 4) 同上、pp. 192~193。
- 5) 同上、pp. 194~195。
- 6) 同上、p. 197。
- 7) 日高『地代論研究』、時潮社、1962、p. 344。
- 8) 同上、p. 347。
- 9) 同上、p. 350。
- 10) 「資本家を外的に強制するこの競争そのものは、経済法則が実現するための条件であって、経済法則の内容、対象ではない。経済法則の内容、対象そのものは、この競争の客観的結果、その目標である」(見田石介、前掲『価値および生産価格の研究』、p. 77) のであり、その「経済法則」の発見こそ経済学の任務である。

- 11) 平均利潤は第三部前半で確立した、と両氏はいわれるかもしれない。だがそれがここに至って地代を問題にするとときこわされてしまっているのである。
- 12) 『資本論』、前掲邦訳、第三部（下）、p. 1103。
- 13) この他のものとして、マルクスの絶対地代論を大内・日高氏のように全面的に批判したものではないが、「マルクス自身の理解にもあいまいな点が多く、ある意味では間違っていると思われるところがある」という立場で議論を展開されている小林茂氏の見解にも一応ふれておくのが適当であろう。氏の場合は「利潤率均等化運動の二段階構造」の理解がその解決の方法とされるが、それが絶対地代論でどのように具体化されているのかももうひとつはっきりしない（小林『農業経済学基礎理論』、成文堂、1974、III—E参照、なお上の引用文は同書、p. 279）。農産物価格がその価値水準に定まるということは、やはりわれわれの立場からでないと論証は困難であろう。マルクスにおいては「あいまいな点」、「ある意味では間違っていると思われるところ」はないというのがわれわれの見方である。

〔ii〕 白川清氏，井上周八氏，高島永幹氏，久留島陽三氏の見解

大内・日高氏の問題提起は、その後少なからぬ議論をまきおこした。直接にこれにかかわった見解に限りひきつづき検討しよう。

白川清氏の考え方は次のようであった。

「絶対地代の最高限が価値によって与えられるという保証はないことは大内教授のいうとおりであり、またマルクスも法則としてそうなるとはいっていない。ただ絶対地代を生産価格をこえる価値の超過分としたのは、資本の回転をも含めて農業が非農業の資本構成りもよ低いならば、農産物の市場価値の範囲で絶対地代の成立する余地があるわけで、リカアドのようにいちがいに否定する必要はない。土地所有が農業内部でこの生産価格以上の剰余価値部分を、社会総資本に配分することを阻止することができる。絶対地代論で最も重要なことは、土地所有が最劣等地にも課する地代はいかなる大きさかということではなく、逆に、農産物の市場価値から資本の取分を除いたのち、なお残り、土地所有が取得しうる部分を理論的に解明することである。絶対地代を生産価格をこえる価値超過分とするのは、そうでないと価値法則に反するからではなく、また土地所有の側からでなく資本の側からの研究であるからである。……絶対

地代は土地私有者がなければ固定・成立しないけれども、まず最劣等地にも私的土地所有があって、これが外的に地代を要求するからという説明の仕方では、絶対地代の内的根拠を示しえない。すでにのべたような経済学の方法の観点からすれば、生産価格を超える価値超過分があることが、最劣等地にも土地私有が成立する根拠・それをうけいれる余地が内在的にあるのだ、という展開方法をとるのである。そして最劣等地の地代が、その根拠たる超過価値の範囲内であれば絶対地代であり、それがないか超過するときは自然力の人為的独占によって成立する独占地代である、という区別が生ずる。したがってこのように絶対地代を規定するのは、そうでないと価値法則を害なうからだということではない。大内教授や日高氏が正当にのべているごとく、生産物がその生産価格で売られるということは、けっして価値法則を害なうことにはならない。¹⁾

マルクスの理論のなかに大内・日高氏の見解をうけいれるという考え方とみられるが、われわれの立場からいえばこれには不満である。絶対地代が農産物価格によって画されるという点について、「マルクスも法則としてそうなるとはいっていない」とか、あるいは「そうでないと価値法則を害なうからだということではない」とあるのは、われわれが前章で示したものに照らして明らかにまちがいである。また資本構成の問題も「歴史的事実」として認めるにとどまり²⁾、絶対地代論にとってその必要性を主張できないでいるのは、やはり経済学の方法において徹底した理解が欠如しているからといわねばならない。

井上周八氏の見解はマルクスの理論を積極的にうけいれる立場にあると思われる。大内・日高氏への批判のなかで最も氏の独自性を示すのは、農産物価格がその価値に定まるということの論証³⁾であろう。しかし、この部分は相当に問題がありそうである。例にあげられた数値をみると、絶対地代ははじめから10シリングである。この出所は、50シリングの資本が生みだした20シリングの剰余価値から平均利潤10シリングを除いた残りの額である。そして、これは農産物価格が上っても増すこともなければ、土地所有者間の競争によって下ることもない。つまり農産物は総価値70シリングというその価値どおりで販売されること、そして絶対地代はそのなかから支払われること、これら証明すべきこ

とが最初から仮定されてしまっているのである。これでは日高氏から手きびしい反論⁴⁾をうけるのも無理からぬことであった。農産物価格がその価値に定まることの証明、また大内・日高氏への批判は、われわれの方法によらないかぎり決して成功しないのである。

高島永幹氏の見解は、価値法則の解釈と農産物価格がその価値に定まるということの証明に関し看過できない重要な論点を含んでいる。少しくわしく検討しておきたい。

「価値法則は、一言にしていえば、商品の価格は結局は価値によって決まり、また、その価格を決する価値は、その商品の生産に社会的に必要な労働時間によって定まるということにつきる。そして、この法則が最も純粋なかたちで妥当するのは、歴史的にも論理的にも単純商品生産の社会である。⁵⁾」「単純商品生産の社会が発展の結果、資本制商品生産の社会に移行すれば、そこでは、もはや単純商品生産の社会に妥当した価値法則はそのままのかたちでは適用されない。……すなわち、資本制商品生産の段階では、商品の価格を終局的に規制するものは、もはやさきの価値法則ではなくて生産価格の法則となる。しかし、商品生産体制の歴史的発展の結果、資本がその独自の範疇として確立されることによって、価値の生産価格への転化が生じたものである以上、そこに作用する生産価格の法則はじつは価値法則の特殊な貫徹のしかたといわなければならない。……したがって、生産価格の法則が一般的に作用する資本制商品生産の段階においても、何らかの事情によって、その作用の貫徹が恒常的に妨げられる場合には、生産価格の法則は背景に退いて、ふたたびもとの価値法則が表面に姿を現わすことになる。⁶⁾」「同じ土地生産部門において、差額地代とならんで、あらたに別種の資本制地代、絶対地代が生ずる場合においては、差額地代だけの場合に作用していた生産価格の法則は止揚されることになる。すなわち、この場合には、農産物の価格を究極的に規制するものは、生産価格ではなくて、かえってそれ以前の価値そのものとなる。それというのも、生産価格の法則は、前述したように、生産諸部門間の資本の自由な競争と移動を前提とし、価値が生産価格化することによって成立していたが、しかし、いまこ

の資本の自由な競争と移動に対して、土地所有が一つの外的な力として阻害要因となり、価値の生産価格への転形を妨げるならば、さきに価格を究極的に規制するものであった生産価格の法則はその作用を停止し、かえってこれまで生産価格の法則の背後にひそんでいた価値法則が、ふたたび価格の究極的規制要因たる地位を回復することになるからである。こうして、農産物の価格が、土地所有の力によって、ふたたび価値法則によって規制されることになり、しかも価値が生産価格より大きいとするならば、ここにその差額としての超過利潤を発生して、これが絶対地代の形態をとって、土地所有者の手に移されてゆく。⁷⁾

明らかなように、この理論の核心は「価値法則＝商品の価値どおりでの交換」論——大内氏らによってマルクスのもものとみなされ批判されたもの——がそのまま復活させられ、資本の競争の自由・不自由との関連で重要な役割を与えられている点にある。これに対しては次のようにいいうるであろう。

第一は価値法則の解釈に関してである。まずその規定についていえば、われわれはこれには不承知である。というのは、価値法則をこのように理解し、生産価格法則の対立物とみることは、既に大内氏らの指摘にあるように必ず矛盾を招来するのであり、それはとうてい回避できるとは思われないからである⁸⁾。

さらにこれと関連して、高島氏が商品の価値どおりでの交換（氏の価値法則）を論ずる際、いつもその背景として需給の一致（ここでは社会的にみて各生産諸部面への労働配分がそれぞれの商品に対する社会的欲望を過不足なく満たすよう適正に行われた場合のことをいう）を登場させることについてもふれておかねばならない。氏の別の論稿には次の叙述がある。

「特定商品が市場においてその価値通りに実現されるためには、その商品定量の生産のために費やされる社会的労働の分量が、その商品によって満たさるべき特殊な社会的欲望の範囲と正確に一致しなければならない。⁹⁾」「私の商品生産社会においては、この価格のその変動を通してのみ、『労働配分の法則』が貫徹されていくのであって、価格が価値に一致しない限り、この『労働配分』は社会的には適正ではなく、安定しない。¹⁰⁾」「価値法則は価格と価値と

が一致する需給の均衡のもとにおいて、もっとも純粋に現われる。¹¹⁾

これをこのままうけると会社、社の労働の適正配分は価値どおりでの交換がなされるときだけに限られ、そうでないとき、たとえば資本制生産社会に支配的な生産価格での交換のときには成立しないということになってしまう¹²⁾。だが、それはまちがいではないだろうか。すでにマルクスはどの社会においても、その社会を維持するためには、労働はつねに適正に配分されていなくてはならないこと、そしてそれは「自然法則」であり決して廃棄されるものではないことを述べている¹³⁾。社会のいかんを問わず平均的なそれを考えれば、個々の生産部面には社会的欲望にみあった使用価値量を生産するため必ず一定量の労働が投入されねばならないのであって、資本制社会だけがこの法則からまぬがれることはない。各部面への投入労働はこの意味において社会的必要労働であるからこそ商品生産社会では同時に価値形成的労働でもあるのである。元来、歴史的な法則であり、したがって変化・消滅しうる商品の交換法則が「自然法則」を破棄することはありえず、二つは矛盾するどころか逆に前者の貫徹のためには後者はいつも必須の前提となっているのである。具体的にいえば、商品交換の形態とその法則はそれがなんであろうと——単純商品生産における等価交換であろうと、資本制生産における生産価格での交換であろうと——いずれも労働の適正配分という同じ前提のうえに展開されるのであり、特定の交換法則だけがこれともつばら結びつくというものではない。マルクスの次の叙述はそれをよく説明している。「直接的な食糧生産者たちの労働は彼等自身にとっては必要労働と剰余労働とに分かれるとはいえ、この労働は、社会に連関しては、食糧の生産だけに要する必要労働を表示する。それはともあれ、これと同じことは、個々の作業場内の分業と区別される全社会内のすべての分業で生ずる。それは、特殊の財貨を生産するために——特殊の財貨にたいする社会の特殊の欲望を充足するために必要な労働である。この分業が均衡をえておれば、相異なる諸群の諸生産物がそれらの価値で（さらに展開すればそれらの生産価格で）、あるいはまた、これらの価値または生産価格の・一般的諸法則によって規定される修正である価格で、販売される。これこそは事実上、個々の

商品または財貨に連関してではなく、分業によって自立化させられた特殊な社会的生産諸部面のそのときどきの総生産物に連関して自らを主張する価値の法則である。かくして、各個の商品のうえに必要な労働時間だけが費されているばかりでなく、社会的総労働時間のうち必要な比率的分量だけが相異なる諸〔生産物〕群に費されているということ。けだし、条件は依然として使用価値だから¹⁴⁾」（傍点引用者）。くりかえせば、労働の適正配分ということは価値どおりの交換を少しも約束するものではない¹⁵⁾。だから、高島氏が農産物価格は価値水準であることを証明するためにこのことをもち出されたとしても、それは根拠のないことであつたのである。

第二はこの理論中、最も重要な箇所、すなわち生産価格法則が外的な力のためにふたたび価値どおりの交換法則にとつてかわられるとする箇所に関してである。なるほどマルクスの結論をそれだけみれば、結果的にはこういふことになっている。しかし、この言い方は大内・日高氏が周到に否定したものであつて、そうならば新しい材料なくしては簡単にいえるとは思われない。これを説明するためにいわれている「資本の自由な競争」の「阻碍」についても、後に独占地代との差異をのべるところで「前者（絶対地代——引用者）の場合には、一種の独占下にありながらも資本の自由な競争が確保されている¹⁶⁾」とあれば、いずれが真意なのか判断に苦しむ。農業における低資本構成がなぜ絶対地代論にとって必要なのかの説明がない点も含めて、高島氏の所説はうけいれがたいのである。

久留島陽三氏の見解にうつろう。久留島氏の研究視角は、一貫して「地代範疇および法則を、地代の基礎をなす諸範疇……とくに基礎範疇たる『価値』範疇およびその法則によって基礎づけること¹⁷⁾」にあり、同じ点に注意を払ってきたわれわれの立場からすればそのはこびにとりたてて問題はない。だが、実際の説明をきいてみると、大内・日高氏によって疑問視されている当のマルクスのそのままの文章に頼る部分が多く、したがつてその主張の説得力には欠けるものがあることをいわねばならない。当面の問題に関しても「たしかに、大内氏のいわれるように、絶対地代は、土地所有の独占によって、農産物の市場

価格がその生産価格以上に引き上げられることから生ずるものである。しかし、農産物の価格がその価値以上に引き上げられることを意味しない。価値以上に引き上げられるのは、いうまでもなく、『本来の独占価格』の場合であって、絶対地代とは範疇的に区別さるべきものである。¹⁸⁾「大内氏が絶対地代の成立条件たる農業資本の低位構成を否定され、専ら土地所有の独占によって絶対地代を規定されたのは、より根源的に絶対地代と価格法則との関連についての誤解に基づくものと考えられる、¹⁹⁾」といういい方にとどまっている。大内氏らの立場からすれば、どこがどう「誤解」として指摘されたのか、おそらくははっきりしないままであろう。なぜなら、先にみたように大内・日高氏の見解は自らこそ「絶対地代と価値法則との関連」を正しく把握しているからであり、またそうした設定のなかだけではたしかにその主張は正しいからである。このような場合には、大内氏らの見解にたち入ってその内在的矛盾を明らかにすることがどうしてもなければならぬ。具体的には、氏がリカード地代論を研究された際、「価値概念ないし法則と矛盾する」こととして出された²⁰⁾まったく正しい見解を、大内・日高氏の理論に対しても示すことである。しかし、それはわれわれの方法においてはじめて可能な事柄であった²¹⁾。

注 1) 白川『価値法則と地代』、御茶の水書房、1960、pp. 119～120。

2) 同上、p. 117。

3) 井上『地代の理論』、理論社、1963、pp. 241～249。

4) 日高、前掲書、pp. 377～380。

5) 高島「絶対地代と独占地代の差異について」『茨城大学農学部学術報告』、第10号、1962、p. 105。

6) 同上、p. 106。

7) 同上、p. 112。

8) マルクスが絶対地代は農産物価値と生産価格との差額の一部でも可としたことに関する高島氏の矛盾回避の方策（同上、p. 119）は不可解である。

9) 高島『『社会的必要労働』にかんする技術説について（Ⅱ）』『茨城大学農学部学術報告』、第7号、1959、p. 149。

10)、11)、同上、pp. 159～160。

12) ついでながら、この種の議論は少なからず存在する。「価値＝価格という前提」は「再生産の法則の均衡的実現の条件」であり、「生産価格がすべての商

品について成立することは、「再生産の条件がみだされたことを意味しない」として両者の「二律背反的關係」を主張する吉村達次氏の見解（「再生産の法則と利潤率均等化法則」『経済論叢』、第82巻第6号、1958。これには金子甫氏が「再生産の条件と利潤率均等化法則」『桃山学院大学経済論集』、第6巻第1号、1964、において正当な批判を行っている）、「生産価格における労働配分のゆがみ」を説く城座和夫氏の見解（『労働価値論の基本問題』、ミネルヴァ書房、1971、第4章）はその一例である。生産価格の成立によって労働配分がゆがむ、または再生産の条件を満足しない、とするのは価値どおりの交換のみはつねに労働の適正配分とむすびついているという考え方が根底にあり、そこから出発して価格＝価値では資本構成のちがいで各部面間の利潤率が異なるので、生産価格成立のためには資本の移動がおり、したがって労働の適正配分が攪乱されるとみるからにはかならない。この議論にしたがえば、資本構成の高い生産部面では個別的利潤率が低いいため資本が流出し、ここでは使用価値量の不足を招き、逆の部面では過剰を招くということになる。いうまでもなく資本構成を決定するのは、技術的条件および充用生産手段の価格であり、どの生産部面にとってもこれらはともにいわば偶然に与えられる事柄である。にもかかわらず、それによって資本制商品生産社会では特定の使用価値の過不足が運命づけられるということほど奇妙な帰結はあるまい。

- 13) 「一定の割合での社会的労働の分割の必要は、けっして社会的生産の特定の形態によって廃棄されうるものではなくて、ただその現象様式を変えうるだけだ、ということは自明です。自然法則はけっして廃棄されうるものではありません」（前掲邦訳『資本論書簡』(2)、p. 162. 傍点原文）。
- 14) 『資本論』、前掲邦訳、第三部（下）、p. 894。
- 15) だかこそらわれわれもまた価格形成法則の検出のとき需給の一致を仮定したのである。
- 16) 高島、前掲「差異について」、p. 123。
- 17) 久留島『地代論研究』、ミネルヴァ書房、1972、p. 13。
- 18) 同上、p. 179。
- 19) 同上、p. 181。
- 20) 同上、p. 74。
- 21) 久留島氏の見解に対する小林恒夫氏の次の発言は正当であろう。「このような見解（大内氏らのもの——引用者）に対して久留島氏は、絶対地代と独占地代との混同論であるとし、絶対地代の上限は価値によって画されることを主張される。つまり、価値以下ならば絶対地代であるが、価値以上ならば、もはやそれは『独占価格』による独占地代であるというのである。しかし、残念ながら

この主張は説得力を欠いている」(小林「書評：久留島陽三著『地代論研究』、『農業経済研究』、第45巻第4号、1974、p. 201)。

マルクスの主張に賛成する立場の論者はこれら以外にも数多い。この論争に直接加わっているわけではないが、マルクスの説明とは少しニュアンスを異にしているという意味で、そのうちから花田仁伍氏の見解にはふれておこう。花田氏においては、農産物価格がその価値水準にきまるということが「法則」としてではなく、「原則として」承認されている。『「原則として」というのは、絶対地代が、生産価格以上の価値超過分の全部を吸収するか、あるいはその一部に止まるか、さらには価値以上にのぼるか(この場合は、もはや『絶対地代』と区別された独占地代となる)は、需要の強さおよび土地所有の圧力いかんによることでもある。……土地所有の圧力が、その価値超過分のいかなる部分を吸収するか——その全部か、一部か、あるいはそれ以上かしたがって、価格は、価値どおりにか、あるいは価値以下生産価格以上のある線にか、あるいは、価値以上に決定されるか——は、需要と土地所有の圧力の強弱いかんによることではあるが、それは無原則に作用しうるものではないであろう。その原則は価値の線におかれなければならない。だから、その価値は全部吸収とするのが経済的に妥当な原則である。価格についてみれば、価値どおり決定されるというのが原則とされる」(花田『小農経済の理論と展開』、御茶の水書房、1971、pp. 46~47)。だが、この説明ではやはりマルクス批判者の納得をうることはむずかしからう。「原則」とはどのようなことか、またなぜそのことが「経済的に妥当な原則」になるのか、という点の論証にはまだ不足するところが多いと思うのである。

4. むすび

マルクスの絶対地代論をめぐっては、その成立の前提になぜ農業資本の低位構成がもってこられたのか、絶対地代の上限をどうして農産物価値としたのか、絶対地代と価値法則との関連とはどういうことか、が主要な問題点とされてきた。だが、上來みてきたように、それが問題としてうつったのはじつは『資本論』の方法が十分に理解されていなかったがためである。そうではなく、資本家、土地所有者への剰余価値の分配を法則的に理解するという視点をさだめ、抽象的なものから具体的なものへの論理のあゆみをたどり、それによって一つ一つ概念を規定してゆくという正しい経済学の方法にもとづけば、上の諸

点は本来、問題にもなにもなるような事柄ではなかったのである。これまでの諸見解に対しては、こうした思考方法の欠如を指摘しなければならないのである。